

令和3年6月1日

令和3年 第9回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第34号 選挙人名簿から抹消する者に関する専決処分の承認を求める
ことについて

議案第35号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表に関する専決処分の承認
を求めることについて

議案第36号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表に関する専決処分の
承認を求めることについて

議案第37号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第38号 選挙人名簿に登録する者について

議案第39号 在外選挙人名簿から抹消する者について

議案第40号 在外選挙人名簿に登録する者について

議案第34号

選挙人名簿から抹消する者に関する専決処分の承認を求めることについて

選挙人名簿から抹消する者について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

専決第1号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する必要があるが、委員会を招集する暇がないため、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 死亡により抹消する者の数
118人
- 2 市外へ転出後4箇月を経過したことにより抹消する者の数
284人
- 3 抹消する者の氏名等
抹消者名簿のとおり
- 4 抹消年月日
令和3年5月20日

(根拠)

- ・専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

議案第35号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表に関する専決処分の承認を求めることについて

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

専決第2号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る，令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）について，その旨を告示により公表する必要があるが，委員会を招集する暇がないため，地方自治法施行令第137条第1項の規定により，次のとおり専決処分する。

令和3年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 選挙人名簿の抄本の閲覧状況
別紙のとおり

（根拠）

- ・専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・議決及び公表 公職選挙法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

【参考】公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号） **※略文**

（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

第28条の4

7 選挙管理委員会は，毎年少なくとも一回，選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について，申出者の氏名及び利用目的の概要等を公表するものとする。

公職選挙法施行規則（昭和25年4月20日総理付令第13号）**※略文**

（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

第3条の4 総務省令で定める閲覧とは，選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録されていたものであるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

議案第36号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表に関する専決処分の承認を求めることについて

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

専決第3号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する必要があるが、委員会を招集する暇がないため、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

(根拠)

- ・専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・議決及び公表 公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

【参考】公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号） **※略文**

（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

第28条の4

7 選挙管理委員会は、毎年少なくとも一回、選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名及び利用目的の概要等を公表するものとする。

公職選挙法施行規則（昭和25年4月20日総理付令第13号）**※略文**

（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

第3条の4 総務省令で定める閲覧とは、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録されていたものであるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

議案第37号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年6月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 死亡により抹消する者の数
124人
- 2 市外へ転出後4箇月を経過したことにより抹消する者の数
413人
- 3 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 4 抹消年月日
令和3年6月1日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

議案第38号

選挙人名簿に登録する者について

令和3年6月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和3年6月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 登録する者の数
1,445人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和3年6月1日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録)

第22条 選挙管理委員会は、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方公共団体の休日に当たる場合には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。)に選挙人名簿に登録しなければならない。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

第19条

2 選挙管理委員会は、毎年3月、6月、9月及び12月(第22条第1項において「登録月」という。)並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

議案第39号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年6月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 抹消する者の数
2人
- 2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 抹消年月日
令和3年6月1日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の11の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第30条の11 選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 国内市町村において住民票が新たに作成された日後四箇月を経過するに至ったとき。 外

議案第40号

在外選挙人名簿に登録する者について

令和3年6月1日現在において在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和3年6月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 登録する者の数
1人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和3年6月1日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(在外選挙人名簿の登録)

第30条の6 選挙管理委員会は、申請者が在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

